

転出届 市外へお引越しされる皆様へ



松山市から市外へお引越しする場合は、事前（転出予定日の1か月前から可）に松山市へ転出の届出が必要です。
 窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）、代理人の場合は**委任状**もお持ちください。※代理人とは、本人、世帯主、法定代理人以外の方です。
 ※転出届をした後に転出を取りやめる場合は「転出取止め」の届出が必要です。（**転出証明書の交付を受けている場合は返却してください。**）

■の項目は市民課・各支所で手続きできます。

※項目内の市は市民課、中島支所、北条支所です。
 ※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。



★の項目はオンラインで手続きできます

左の二次元コードから手続きが可能です。
 ←松山市ホームページ「オンライン手続」
 ※マイナンバーカードが必要な手続あり

関連する主な手続

項目	内容【 】内は、手続に必要なもの	担当課 (市外局番 089)	
<input type="checkbox"/> 住民登録 (転入届)	◆新しい市区町村では…転入届（転入地に住み始めた日から14日以内） 【転出証明書・マイナンバーカード・住民基本台帳カード】 *マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの所有者は、 転出予定日から30日以内若しくは新住所への転入日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないと、カードが失効します。（再交付は有料です。）	市民課 948-6337 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	*転出予定日か新住所への転入日のいずれか早い日で登録は抹消されます。 ◆新しい市区町村では…転入届提出後、登録申請	市民課 948-6338 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	◆新しい市区町村では…継続利用手続【マイナンバーカード・暗証番号数字4桁】 *期間内に転入届ができない場合及び転入届出日から90日以内に継続利用手続を行わない場合はカードが失効します。（再交付は有料です。） *松山市でマイナンバーカードの交付申請中でカードを受け取れなかった場合は、転入先で再度申請が必要です。	市民課 948-6569 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書	○（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書は自動で失効します。） ◆新しい市区町村では…発行申請【マイナンバーカード・暗証番号英数字6～16桁】 詳しくは新しい市区町村にご確認ください。		
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳力	◆新しい市区町村では…継続利用手続【住民基本台帳カード・暗証番号数字4桁】	市民課 948-6337 (本館1階)	
健康保険	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○以下の手続が必要な場合があります。 *保険料の再計算又は精算が必要になる場合があります。 *転出日以降に松山市国民健康保険の資格確認書等を使用して医療機関等にかかった場合、松山市が負担した医療費を請求させていただくことがあります。 *資格確認書等は転出日以降に処分してください。 ○施設・病院等に入所・入院する場合は、お知らせください。 ○修学のため転出する場合は、窓口でご相談ください。 【資格確認書等・在学証明書、学生証（入学式までは合格通知と入学金領収書でも可）】 ◆新しい市区町村では…加入手続	健康保険課 948-6363 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者療医	○資格確認書等はお返しく下さい。 *保険料を再計算し、後日お知らせします。 *県外の施設・病院等に入所・入院する場合はお知らせください。 ○(県外に転出する場合)負担区分等証明書等の手続 ◆新しい市区町村では…住所変更などの手続 【(県外転出の場合)負担区分等証明書など】	健康保険課 948-6941 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの保険者(勤務先など)にご確認ください。	
年金	<input type="checkbox"/> 加入している方 (1号)	*納付書はそのまま使用可能(口座振替は継続) ◆新しい市区町村では…住所変更届【年金手帳又は基礎年金番号通知書】	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 受給している方	◆新しい市区町村では…(必要な方のみ)住所変更届	
	<input type="checkbox"/> 加入している方 (2号・3号)	○厚生年金等被保険者(2号)・厚生年金等の被扶養配偶者(3号)は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	
<input type="checkbox"/> 本人通知制度	○(転出後に市外間で住所が変わった場合)変更届	市民課 948-6342 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> 旧氏併記	○転出証明書記載の旧氏が引き続き記載されます。	市民課 948-6337 (本館1階)	

項目	内容 【 】内は、手続きに必要なもの	担当課 (市外局番 089)
<input type="checkbox"/> 市立小中学生 (保護者)	<input type="checkbox"/> 転校通知書の受取 *転校通知書を現在の学校に持参し、転校に必要な書類を受け取ってください。 ◆新しい市区町村では…転校手続(転入届は松山の学校の最終登校日翌日以降に提出してください。)	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)
<input type="checkbox"/> ★ 児童手当 (公務員を除く)	<input type="checkbox"/> (受給者が転出する場合)消滅届 *松山市からの支給は転出予定日の属する月分まで <input type="checkbox"/> (児童のみが市外に転出する場合)別居監護申立書 <input type="checkbox"/> (児童の兄弟のみが市外に転出する場合)住所変更届 ◆新しい市区町村では…認定請求(転出予定日の同月内、又は転出予定日の翌日から15日以内) 【請求者名義の口座が分かるもの】 *手続が遅れると、受給できない月分が発生する場合があります。 * (受給者が児童と別の市区町村に転入する場合)市区町村によっては、児童のマイナンバーや、児童の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載があるもの)が必要となる場合があります。	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> ※Ⓜは除く ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 各受給者証はお返してください。 *新しい市区町村に住所を定めた日以降は使用できません。 ◆新しい市区町村では…助成の内容が変わる場合や申請に必要な書類が異なる場合があります。新しい市区町村にご確認ください。 【該当者の健康保険の資格確認書等】	障がい福祉課 948-6936 (別館1階) 子育て支援課 948-6888 (別館2階)
<input type="checkbox"/> ※Ⓜでも可 児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 転出の手続【児童扶養手当証書】 ◆新しい市区町村では…住所変更手続【受給者名義の銀行通帳】	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
<input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券)	<input type="checkbox"/> (対象乳児が県外転出[四国中央市を含む。]の場合)未使用券をお返してください。【おむつ券】 <input type="checkbox"/> (対象乳児が県内転出[四国中央市を除く。]の場合)転出先で申請手続【未使用券及び母子健康手帳など】	子育て支援課 948-6418 (別館2階)
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	*松山市の予防接種手帳、妊産婦・乳児一般健康診査受診票、個別妊婦歯科健康診査受診票などは使用できなくなります。 ◆新しい市区町村では…健診や予防接種などについてご確認ください。 【母子健康手帳】	すくすく支援課 911-1821 (保健所1階)
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 療育手帳	◆新しい市区町村では…住所変更届【身体障害者手帳又は療育手帳】	障がい福祉課 (身体・療育手帳) 948-6017
<input type="checkbox"/> 精神障害者 保健福祉手帳	◆新しい市区町村では…住所変更届【精神障害者保健福祉手帳】 * (県外へ転出される場合)必要な書類が異なる場合がありますので新市区町村にご確認ください。	(精神手帳) 948-6018 (別館1階)
<input type="checkbox"/> 介護保険	<input type="checkbox"/> 保険証はお返してください。(負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様) *保険料を再計算し、通知書を後日転出先へ送付します。 ◆新しい市区町村では…(要介護等認定を受けている方)住み始めてから14日以内に認定引継の手続【65歳未満の方は資格確認書等】	介護保険課 948-6919 (別館2階)
<input type="checkbox"/> 飼い犬	◆新しい市区町村では…犬の所在地変更・鑑札の交換【鑑札】	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)
<input type="checkbox"/> ※Ⓜ・Ⓜでも可 各種市税	*市県民税・森林環境税、固定資産税は1月1日を、軽自動車税は4月1日を基準日として1年分の税金が賦課されます。転出後も引き続きお支払いください。	納付推進課 948-6271 (本館2階)